

中国国連代表部の不当発言に対する抗議及び  
国連勧告の撤回を求める意見書

近年の国連人権委員会等が日本政府に対し、沖縄の人々を先住民族と認めるよう繰り返し勧告している。この認識は、沖縄の歴史的経緯と日本国民としての県民の揺るぎない民意に鑑み、明白な誤りである。

特に、中国国連代表部がこの誤った認識を悪用し、沖縄の主権を侵害する発言を行ったことは、地域の安全保障にも重大な懸念をもたらしている。

また、当議会は、2015年12月議会において国連人権理事会、国連人種差別撤廃委員会、国連脱植民地化特別委員会、国連先住民族会議に対し、「国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める決議」を提出した。また、外務省、内閣総理大臣、沖縄県知事に対しても「国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書」を提出した。さらに、2016年6月当議会議員がスイス・ジュネーブに赴き、国連人権理事会にて勧告の撤回を求めるスピーチを行い国際社会に訴えてきた。

記

1. 中国国連代表部の不当発言に対する厳重な抗議: 在日中国大使を招致し、中国国連代表部の先住民族発言について厳重に抗議するとともに、今後二度と不当な内政干渉を行わないよう強く求めること。
2. 国連勧告の是正・撤回に向けた外交努力の徹底: 国連の場において、沖縄の人々を先住民族とする誤った認識と、これに伴う勧告の撤回を強く求めるとともに、国際社会に対し日本国民としての沖縄の人々の立場を毅然とした態度で明確に発言すること。
3. 国際社会への正しい情報発信: 沖縄県民が日本人として人権と福祉を享受している事実、ならびに沖縄の多様な文化・言語が国内法の下で自発的に継承されている事実を多言語で国際社会へ積極的に発信し、誤解を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年12月18日

沖縄県豊見城市議会

宛先

内閣総理大臣、外務大臣、内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)、  
防衛大臣、衆議院議長、参議院議長